

長期優良住宅の認定にかかる自然災害による被害の発生防止又は 軽減に関する基準

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に伴い、運用に当たっての法第6条第1項の規定に基づく認定（以下「認定」という。）における同条同項第4号に規定する「建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること」の取り扱いについては、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年国土交通省告示第208号）三5において、認定を受けて建築しようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用していくため、その立地する地域の想定される自然災害のリスクに対する考慮がされているかどうかの観点から災害配慮基準を次のとおり定める。

認定申請を行おうとする住宅の位置が、次の各号に掲げる区域内にある場合には原則認定を行わないものとする。ただし、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれる場合は、この限りでない。

- 1 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（建築物の構造若しくは敷地の状況又は急傾斜地崩壊防止工事の施工により被害をうけるおそれがないと建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号）第27条ただし書きの承認を受けたものを除く。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- 4 薩摩川内市災害危険区域に関する条例（平成23年条例第26号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する災害危険区域（条例第3条第2項の認定を受けたものを除く。）

附 則

この基準は、令和4年2月20日から適用する。